

特定社会保険労務士 しおざわ労働法務事務所 月刊 人事労務トピックス

発行者：しおざわ労働法務事務所
所在地：359-0038埼玉県所沢市北秋津542-14
電話：04-2992-5113
FAX：050-3588-4582
メール：info@shiozawatoshiya.com

【10月の主な人事労務情報】

- ①厚生年金保険料（9月分・10月納付分以降）の料率
が変更されます。算定基礎届による変更と同時期です。
- ②労働保険料の第2期納期限は10月31日です。

平成23年度の地域別最低賃金額の改定（厚労省）**賃金動向**

今年度の地域別最低賃金について、9月12日までに全国の地方最低賃金審議会で改定額の答申がありました。

首都圏の答申された改定額および発効予定年月日の一覧は下記のとおりです。答申された改定額は、各都県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経て、正式に決定されます。

	改定後	改定前	引上額	発行予定年月日
埼玉	759	750	9	H23.10.1
千葉	748	744	4	同上
東京	837	821	16	同上
神奈川	836	818	18	同上

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001oh2c-at/2r9852000001oh3t.pdf>

雇用を増やした企業に対する税制控除制度が創設されました（厚労省）**助成制度**

税制改正法が6月30日に公布され、雇用を増やす企業を減税するなど税制上の優遇制度（雇用促進税制）が創設・拡充されました。是非ご活用下さい。

1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）従業員を増やす等の要件を満たした事業主が対象で、従業員の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

この優遇措置を受けるために必要な「雇用促進計画」の受付は、8月1日からハローワークにおいて開始しています。

※平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合は、10月31日までに届けば良いことになっています。

9月1日以降に事業年度を開始する事業主の場合は、事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画の提出を行ってください。

詳細は当事務所までご相談ください（リーフレットを同封いたします）。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokus hinzei.html>

60歳以上の社員 やりたい仕事「技能・知識の継承」でも「できていない」4割弱（産業能率大学）**労務管理**

労働人口の減少と高齢社員の活用というテーマのもと、学校法人産業能率大学が今年3月実施した「60歳以上のビジネスパーソンの仕事に対する意識」調査の結果は下記のとおりでした（ほかに、「若いビジネスパーソンに伝えたい教訓40選」も収録されています）。

「上司は年下」75.4%でも「やりづらさは感じない」

上司は年下と答えた非管理職層に対して「やりづらさ」を感じるかという質問に、8割はやりづらさを感じないと回答。やりづらさを感じると答えた2割に、どのように接してほしいかを尋ねた質問では「普通に接してほしい」「気を使いすぎ」「あまり意識しないでほしい」などの回答が。一方、「言葉遣いには気をつけてほしい」「あまり“上から目線”で話さないでほしい」といった声も。

やりたい仕事は「技能・知識の伝承」

社内でどのような仕事をしたいと思っているかという質問について、もっとも回答割合が高かったのは「技能・知識等の伝承」で40.9%。

ノウハウや技能を伝承できていない 4割弱

これまでに働いてきたなかで得たノウハウや技能、知識を社内で伝承できているかという質問には「伝承できている」が6割強に達する一方、4割弱は「伝承できていない」と回答。伝承できていない理由は、「伝承する相手がいなかった」「伝承することを求められなかった」が高い結果に。

「伝承できている」とした理由では、「自然と技能・知識を教えあう風土があった」「意図して技能を伝承してきたため」が4割超。シニア層の埋もれた技能・知識、ノウハウをしっかりと伝承できるような仕組みを、意図的に作りだしていくことが不可欠と考えられる。

役職定年制は必要 7割超

役職定年制について必要かどうかという質問には、必要だと思うが7割を超えて72.8%。

必要だと思う理由は「組織の新陳代謝のため」（69.6%）、必要ではないと思う理由は「能力は年齢とは関係ないため」（89.1%）が最も高い結果に。

<http://www.sanno.ac.jp/research/senior2011.html>